

市第28号議案

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「12歳」を「15歳」に改める。

第4条第1項中「次に掲げる」及び「のうちの幼児等（以下「対象幼児等」という。）」を削り、「4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間」を「3月31日の翌日以後」に改め、各号を削り、同条第2項中「対象幼児等」を「対象小児のうちの幼児等（以下「対象幼児等」という。）」に、「対象児童」を「対象小児のうちの児童（以下「対象児童」という。）」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第5条中「対象乳児」を「対象小児のうちの乳児（以下「対象乳児」という。）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に

改める部分に限る。) 及び次項の規定は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項の規定は、平成30年1月1日から適用する。

（準備行為）

- 2 新条例の規定に基づく医療証の交付の申請の手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例第2条第1項第2号及び第4条第1項の規定は、施行日以後に対象小児が受けた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に対象小児が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

小児の通院等に係る医療費助成の対象年齢の引上げを図るとともに、所得税法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市小児の医療費助成に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（定義）

第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は修了する日の属する月の末日（中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日に入院している場合で、当該入院が同日以後継続するときは、当該入院が終了した日。ただし、当該卒業する日若しくは修了する日の属する月の末日又は当該入院が終了した日が、18歳に達する日の属する月の末日を経過するときは、18歳に達する日の属する月の末日）までの間にある者をいい、小児を次のように分ける。

（第1号省略）

- (2) 幼児等 $\frac{15\text{歳}}{12\text{歳}}$ に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳児以外の者

（第3号及び第2項から第5項まで省略）

（医療費の助成）

第4条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する 費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額（対象小児 のうちの幼児等（以下「対象幼児等」という。）（その保護者が次項に定め

る所得のあった年の翌年の1月1日において日本国内に住所を有し、当該所得について地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）が課されていない場合を除く。）が9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後に4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に医療を受ける場合（入院の場合を除く。）には、医療取扱機関（薬局を除く。）ごとに医療を受ける場合1回につき500円（当該自己負担額が500円未満である場合にあっては、当該自己負担額に相当する額）を控除した額。以下同じ。）を助成する。

(1) 対象小児のうちの乳児（以下「対象乳児」という。）及び対象幼児等にあっては、医療に係る費用

(2) 対象小児のうちの児童（以下「対象児童」という。）にあっては、入院に係る費用

- 2 前項の規定にかかわらず、対象小児のうちの幼児等（以下「対象幼児等」という。）及び対象小児のうちの児童（以下「対象児童」という。）の保護者に対する助成は、医療取扱機関において医療を受けた日が1月から7月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前々年の、8月から12月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の当該保護者の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に満たない者で当該保護者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは行わない。

(第3項省略)

(医療証の交付)

第5条 この条例による助成を受けようとする 対象小児のうちの乳
対象乳児
児（以下「対象乳児」という。）又は対象幼児等の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

